

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二条関係）	22
○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）（第三条関係）	29
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十条関係）	33
○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）	34
○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十三条関係）	35
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第十五条関係）	36
○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（抄）（附則第十六条関係）	38
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十七条関係）	41

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 航空機の運航（第五十六条―第九十九条）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認を受けた設計（次項の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるもの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。</p> <p>第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 航空機の運航（第五十六条―第九十九条の二）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第二項に規定する航空事故等をいう。)その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第十三条の五 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 (略)

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。ただし、航空運送事業の用に供する航空機又は次条第一項の認定を受けた整備規程(同条第三項の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。同条第三項及び第七項において同じ。)により整備をす航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

第十四条の二 耐空証明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

3 第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた整備規程を変更しよ

第十三条の三 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 (略)

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

(新設)

の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 第一項の認定を受けた者は、第三項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 第一項及び第三項の認定並びに前項の規定による届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が第三項若しくは第五項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は第一項の認定を受けた整備規程が第二項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該航空機の使用者に対し、これを変更すべきことを命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

第十四条の三 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は第十四条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十七条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は第十四条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

第十四条の二 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができる。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない。

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。）又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2～4 (略)

第十七条の二 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、前条第一項の規定の適用については、前項の承認を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし

(新設)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

(修理改造検査)

2～4 (略)

(新設)

、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による確認をした者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者について、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ準用する。

(予備品証明)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一〜四 (略)

4 (略)

(削る)

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)
(又は改造をする場合(第十七条第一項の修理又は改造をする場合を除く。))には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受

(予備品証明)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一〜四 (略)

4 (略)

(発動機等の整備)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間をこえて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)
(又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。))には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受

けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するものでなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十七条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により同号の能力について次条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十七条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(事業場の認定)

第二十条 (略)

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 第一項の認定を受けた者は、第二項の国土交通省令で定める軽微な

けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するものでなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(事業場の認定)

第二十条 (略)

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 (略)

(新設)

変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

5| 第一項の認定、第二項の認可及び前項の規定による届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6| 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項若しくは第四項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(アルコール又は薬物)

第七十条 航空機乗組員は、アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(情報の提供)

第九十九条 (略)

2| 航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たつては、前項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならない。

4| 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5| 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十六条第一項の検査及び予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(酒精飲料等)

第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(情報の提供)

第九十九条 (略)

(新設)

(削る)

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更(次に掲げるものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

- 一 航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通省令で定める変更(次号に掲げるものを除く。)
- 二 国土交通省令で定める軽微な変更

2 (略)

3 本邦航空運送事業者は、第一項第一号に掲げる変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、第一項第二号に掲げる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によ

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によ

りこれを飛行させなければならぬ。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

五 日出から日没までの間において飛行させること。

六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

りこれを飛行させなければならぬ。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(捜索、救助等のための特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条(第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航

(捜索、救助等のための特例)

第三百三十二条の三 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
 - 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
 - 三 指定航空身体検査医
 - 四 空港等又は航空保安施設の設置者
 - 五 航空従事者
 - 六 操縦技能審査員
 - 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
 - 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- (新設)

九 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、

空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第三百三十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(新設)

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
- 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第二項若しくは第三項又は第
十七条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者
- 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請す
る者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請
する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明
を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けよ
うとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証
明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申
請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする
者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けよう
とする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条
第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四
十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において
準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
(新設)
- 四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請す
る者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請
する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明
を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けよ
うとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証
明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申
請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする
者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けよう
とする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条
第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四
十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において
準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十七条第一項の規定に違反して、同項又は同条第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(耐空検査員の罪)

第四百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行つたとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十七条第二項の検査に合格させたとき。

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十六条第一項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(耐空検査員の罪)

第四百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行つたとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十六条第二項の検査に合格させたとき。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の三第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させず、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させず、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させず、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させず、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式による航行を行ったとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(認定事業場の業務に関する罪)
第二百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行ったとき。

二 第二十条第六項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)
第二百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の五第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式による航行を行ったとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(認定事業場の業務に関する罪)
第二百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行ったとき。

二 第二十条第五項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)
第二百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務を行う罪)

第四百八条の三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

(削る)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者

一 の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者

一 の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者

一 の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者

一 の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二 の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する

(新設)

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百九条 次の各号の^一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者

一 の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者

一 の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者

一 の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者

一 の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二 の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する

場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者

三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者

三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち上った者

四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者

五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者

五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者

十 第三百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者

三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者

三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち上った者

四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者

五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者

五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者

十 第九十九条の二第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第百三条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

二 第百三条の二第三項若しくは第七項、第百八条第二項若しくは第百十二条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）又は第百十一条の二の規定による命令に違反したとき（前条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

三 第百三条の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第百三条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百四条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

五の二 第百四条第三項の規定による届出をしないで、又は届出をした運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

六 第百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

七 第百五条第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

八 第百五条第三項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

九 第百六条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十 第百七条の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

十一 第百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、

第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第百三条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

二 第百三条の二第三項若しくは第七項、第百八条第二項若しくは第百十二条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）又は第百十一条の二の規定による命令に違反したとき（前条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

三 第百三条の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第百三条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百四条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

（新設）

六 第百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

七 第百五条第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

八 第百五条第三項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

九 第百六条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十 第百七条の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

十一 第百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、

運航計画を変更したとき。

十二 第七十七条の二第四項又は第七十七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

十三 第七十七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行ったとき。

十四 第七十七条の三第六項の規定による許可を受けないで、運航計画を変更したとき。

十五 第九十九条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十六 第九十九条第三項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

十七 第一百一十一条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

2 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五十七条の四 第三十二条の二第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第五十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二条の二第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

三 第三十二条の二第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者

四 第三十二条の二第九号の規定に違反して、無人航空機により同

運航計画を変更したとき。

十二 第七十七条の二第四項又は第七十七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

十三 第七十七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行ったとき。

十四 第七十七条の三第六項の規定による許可を受けないで、運航計画を変更したとき。

十五 第九十九条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十六 第九十九条第三項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

十七 第一百一十一条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

2 (略)

(新設)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二条の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

(新設)

三 第三十二条の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同

号の物件を輸送した者

五 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

第三百五十七條の六、第三百三十四條の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百五十六條第一項（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五十條、第五百五十五條、第五百五十六條（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五百五十七條から第五百五十七條の三まで及び第五百五十七條の五から前条まで 各本条の罰金刑

(過料)

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三條第五項（第十三條の二第五項及び第十七條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十條第四項若しくは第二百四條第四項の規定、第九條第四項若しくは第一百八條（これらの規定を第二百二十四條において準用する場合を含む。）の規定又は第二百二十九條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

号の物件を輸送した者

四 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(新設)

(両罰規定)

第二百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百五十六條第一項（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五十條、第五百五十五條、第五百五十六條（第一項第二号に係る部分を除く。）及び第五百五十七條から前条まで 各本条の罰金刑

(過料)

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三條第五項（第十三條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第九條第四項若しくは第一百八條（これらの規定を第二百二十四條において準用する場合を含む。）の規定又は第二百二十九條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第七十条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者（削る）

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者

二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第百三十四条の三第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

（新設）

二 第七十条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第百六十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者

二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九十九条の二第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

改正案	現行
<p>（耐空証明）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。ただし、政令で定める航空機については、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>三 耐空証明を受けたことのある航空機</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品等（航空機の装備品及び部品をいう。以下同じ。）を装備した航空機（当該装備品等に係る部分に限る。）</p> <p>6・7（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機で</p>	<p>（耐空証明）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>三 耐空証明を受けたことのある航空機</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機（当該装備品に係る部分に限る。）</p> <p>6・7（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機で</p>

あつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条第一項の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供しよう努めなければならぬ。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 (略)

2 耐空証明のある航空機の使用者は、次の各号のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならない。

一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品等

三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

四 その他国土交通省令で定める装備品等

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

あつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供しよう努めなければならぬ。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 (略)

(新設)

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造(第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。)をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を

254 (略)

第十八条 (略)

(削る)

受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

254 (略)

第十七条の二 (略)

(予備品証明)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならぬ。

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四 国土交通省令で定める輸入した装備品

4 予備品証明(前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。)は、当該予備品について国土交通省令で定める範囲の修理

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
 - 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
 - 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
 - 四 航空機の整備又は改造の能力
 - 五 装備品等の設計及び設計後の検査の能力
 - 六 装備品等の製造及び完成後の検査の能力
 - 七 装備品等の修理又は改造の能力
- 2 〵 6 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査並びに第十八条第一項及び第三項の承認の実施細目は、国土交通省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
 - 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
 - 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
 - 四 航空機の整備又は改造の能力
 - 五 装備品の設計及び設計後の検査の能力
 - 六 装備品の製造及び完成後の検査の能力
 - 七 装備品の修理又は改造の能力
- 2 〵 6 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品等の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

(手数料の納付)

- 第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
 - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
 - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
 - 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を申請する者
 - 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
 - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
 - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
 - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

(手数料の納付)

- 第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
 - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
 - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
 - 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者
 - 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
 - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
 - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
 - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

る者

九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者

十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

（過料）
第百六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料

る者

九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者

十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

（過料）
第百六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料

に処する。

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

に処する。

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 航空事故</p> <p>二 航空事故の兆候（航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）</p> <p>3 〓 7 (略)</p> <p>(事故等調査) 第十八条 (略)</p> <p>2 委員会は、事故等調査を行うため必要があるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 航空機の使用者、航空機設計者等（航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。） 航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>四 事故等の現場、航空機の使用者、航空機設計者等、鉄道事業者、</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 航空事故</p> <p>二 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）</p> <p>3 〓 7 (略)</p> <p>(事故等調査) 第十八条 (略)</p> <p>2 委員会は、事故等調査を行うため必要があるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>四 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者、軌道経営者又は船</p>

軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 関係者に出頭を求めて質問すること。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査（第三項に規定する特定調査を除く。）を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由

船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 関係者に出頭を求めて質問すること。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由

四 原因

2 (略)

3| 委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であつて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

4| 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

一 事故等調査を終えた場合 当該事故等調査の結果

二 前条第四項の規定により事故等調査の経過について報告及び公表をする場合 当該事故等調査の経過

2 (略)

3| 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勧告をする場合について準用する。

四 原因

2 (略)

(新設)

3| 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、前条第一項各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

4 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項(前条第一項第二号に係る部分に限る。)の規定による勧告をする場合について準用する。

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

(新設)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用するとしなければ当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百十二条並びに第三百三十二条の二の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十七条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第十六条第二項各号のいずれかに該当する装備品等</u>を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品</u>を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第三百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及</p>	<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第九十九条の二第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第九十九条の二第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為については適用しない。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及</p>

6
5
8 (略)

び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

6
5
8 (略)

び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を妨害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいづれかをするをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第百二十一条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第百六十一条（器物損壊等）に規定する行為</p> <p>二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条（集团的暴行等）に規定する行為</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二第一項</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を妨害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいづれかをするをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第百二十一条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第百六十一条（器物損壊等）に規定する行為</p> <p>二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条（集团的暴行等）に規定する行為</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二第一項</p>

(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第六十六条第一項(虚偽の通信)又は第八十条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、同法第五十五条の二第三項において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は同法第三百三十四条の三第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)、第二条又は第三条(加重人質強要)に規定する行為

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第六十六条第一項(虚偽の通信)又は第八十条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、第五十六条において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は第九十九条の二第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)、第二条又は第三条(加重人質強要)に規定する行為

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4
(略)

4
(略)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（航空法の一部改正） 第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。 第三百三十四條の三の次に次の一条を加える。 （民法の特例） 第三百三十四條の四 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。</p>	<p>（航空法の一部改正） 第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。 第三百三十四條の二の次に次の一条を加える。 （民法の特例） 第三百三十四條の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。</p>